

役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の役員（職員を兼務している理事を除く。）等が、会議及び研修等に出席した場合における費用弁償の範囲及び額等を定めることを目的とする。

(支給の範囲及び額)

第2条 費用を弁償する会議及び研修等の範囲及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事会、三役会、事務事業進行管理会議、関係機関等の会議及び研修等に出席する理事に対する費用弁償 2,500 円
- (2) 理事会、関係機関等の会議及び研修等に出席する監事に対する費用弁償 2,500 円
- (3) 事務事業進行管理会議等に出席する顧問及び相談役に対する費用弁償 2,500 円
- (4) 理事、監事及び県内のシルバー人材センター役職員で構成する委員会及び検討会等に出席する委員等に対する費用弁償 1,500 円
- (5) 前各号に掲げるほか、連合会の業務のために出席する会議等で、会長が必要と認めた場合の費用弁償 1,500 円

(委任)

第3条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、社団法人の設立許可のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月17日から施行する。